令和８年６月１日現在の障害者である職員の任免の状況

令和８年７月１日
上　　尾　　市
上尾市教育委員会

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４０条第２項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報（報告）した令和８年６月１日現在の障害者である職員の任免の状況は以下のとおりです。

なお、障害の種類・程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であること及びその障害の程度が推認されるおそれがあるため、非公表としています。

上尾市（市長部局＋上下水道部）

①法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
１２２８．５人	３１人	２．５２％	３．０人

※　障害者の雇用の促進等に関する法律第４２条の規定に基づく特例認定を受けていることから、市長部局と上下水道部を合わせて雇用率を算定しています。

上尾市教育委員会

①法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
３６５．０人	８人	２．１９％	２．０人

注１　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注２　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上１人を２人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、精神障害者については、１人を１カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、１人を０．５人に相当するものとして０．５カウントとしている。

注３　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが０．０となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が０．０となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。